

(例) 5月分の水道料金を
滞納した場合…



6月中旬
(納期限)

滞納

※納期限を過ぎると
滞納扱いになります。

7～8月

督促

- ・督促状
- ・電話督促

9月上旬

停水予告

- ・給水停止予告通知書

9月末

給水停止

※納付確認後、給水停止を
解除します。